<京銀>EBサービス(振替サービス)(京銀ビジネスカードローン専用)規定

1. <京銀>EBサービス振替取引

- (1)京銀ビジネスカードローンにおける<京銀>EBサービス振替サービス(以下「振替サービス」といいます)は、依頼人の占有・管理するサービス用端末(以下「端末」といいます)による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の貸越専用口座(以下「貸越口座」といいます)よりご指定金額を貸越のうえ、依頼人が別途差し入れた当座貸越約定書において指定した指定預金口座(以下「指定預金口座」といいます)に入金する場合(以下「実行」といいます)、および「端末」により、「指定預金口座」よりご指定金額を引落しのうえ、「貸越口座」に入金する場合(以下「返済」といいます)に利用することができるものとします。
- (2)「端末」による依頼は、依頼人が占有・管理する端末を使用して送信してください。ただし、「端末」がファミコン、スーパーテレフォン、またはパソコン(SPC)の場合にはあらかじめ当行に届け出た電話番号の「端末」を使用して送信してください。

2. 「振替」の受付等

- (1) 「振替サービス」により「実行」あるいは「返済」を依頼する場合は、当行が定めた番号の電話あてに送信を行い、 当行の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を「端末」により操作してください。ただし、「端末」 がファミコン、スーパーテレフォン、またはパソコン(SPC)の場合には、事前に届け出た電話を使用してください。
- (2)当行で受信した暗証番号、支払口座として指定された「貸越口座」または「指定預金口座」の店番号・預金種類・口座番号が、当行とあらかじめ取り決めた暗証番号、当行にあらかじめ届出されている「貸越口座」または「指定預金口座」の店番号・預金種類・口座番号と一致した場合には、当行は送信者を依頼者とみなします。
- (3)ご依頼の内容については、当行が1件毎に最終確認コードを受信した時点で確定したものとします。
- (4)ご依頼の内容が確定した場合、当行はただちに指定された金額により、当行所定の方法で「実行」または「返済」の手続をいたします。
- (5)「実行」の場合の「貸越口座」からの貸越にあたっては、当座貸越約定書、京銀ビジネスカード規定にかかわらず、 当座貸越請求書および京銀ビジネスカードローン通帳の提出または京銀ビジネスカードの利用は不要とし、当行所定 の方法により取扱います。
- (6)「返済」の場合の「指定預金口座」からの資金引落しにあたっては、普通預金規定(京銀総合口座取引規定を含みます)、当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (7)この取扱いによる1回あたりの実行金額または返済金額の限度は当行があらかじめ指定した金額の範囲内とします。
- (8)以下の各号に該当する場合、「振替サービス」による「実行」または「返済」のお取扱いはできません。
 - ①「実行」時、振替金額が当座貸越を利用できる範囲の金額を超える時
 - ②「返済」時、振替金額が「貸越口座」の貸越残高を上回るとき、および支払指定口座より払戻すことができる金額を超えるとき。
 - ③依頼人から「指定預金口座」への支払停止または入金停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行ったとき。
 - ④「指定預金口座」に関し、差押等やむを得ない事情があり、当行が入金または支払を不適当と認めたとき。
 - ⑤当行に対する債務について一部でも履行が延滞しているとき。
- (9)入金口座として指定された口座への入金ができない場合には、「実行」または「返済」はなかったものとします。

3. 手数料

「振替サービス」の利用にあたっては、当行所定の手数料を毎月所定の日に手数料引落指定口座から自動引落しいたします。

なお、資金の引落しにあっては、普通預金規定(京銀総合口座取引規定を含みます)、当座勘定規定にかかわらず、 通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。

4. 取引内容の確認

- (1)この取扱いによる取引後は、京銀ビジネスカードローン通帳、普通預金通帳への記入または当座勘定照合表により 取引内容を照合してください。 万一、取引内容・残高に相違がある場合、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録をもって処理させていただきます。

5. 免責事項

- (1)当行の責任によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた障害については、当行は責任を負いません。なお、当行が最終確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (2)この取扱いによる「実行」または「返済」依頼の受付の際送信された暗証番号、支払口座として指定された「貸越口座」または「指定預金口座」の店番号・預金種類・口座番号、登録番号、最終確認コードと当行とあらかじめ取り決めた暗証番号、当行にあらかじめ届出されている「貸越口座」または「指定預金口座」店番号・預金種類・口座番号および当行があらかじめ指定した登録番号、最終確認コードとの一致を確認して取扱いました場合は、暗証番号、支払口座として指定された「貸越口座」または「指定預金口座」の口座番号等につき当行の責任によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

6. 届出事項の変更等

暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 解約

- (1)この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱いによる「実行」または「返済」が発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえ取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。
- (2)この取扱いは次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの取扱いの契約をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、依頼人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取扱いの利用を停止し、または依頼人に通知することにより、この取扱いを解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ①依頼人がサービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②依頼人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不 当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有す ること
 - ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③依頼人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という)第2条1号に規定する暴力的不 法行為等に該当する行為
 - ロ 暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為
 - ハ 第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為
 - ニ その他前各号に準ずる行為

8. 規定の変更

この規定は、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

9. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、別途差し入れた取引約定書、当座貸越約定書、普通預金規定(京銀総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定により取扱います。

10. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以上

(2020年3月16日現在)